

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 包括外部監査（監査人 野本 博之）

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和2年度の措置状況	担当課	
<p>(意見) 3.6.3 国・県道整備期成同盟会 補助金(報告書173ページ)</p>	<p>○補助金額算定基準の見直し 補助金は、予算に基づき必要な金額を上限として交付すべきであるが、本補助金交付団体の一部では、その予算執行率の低さ(予算金額の形骸化)から、必要な補助金額が交付されているとは判断し難い状況にある。市でも既に団体の状況を鑑みて減額交渉を開始し、一部団体で毎期段階的に減額して対応している状況にあるが、段階的な毎期の減額では、「必要額のみを交付する」という主旨としては不十分である。 各団体では、実効性のある予算に基づき毎期補助金を交付申請し、市では、各団体間の公平性に配慮しつつ、その予算の範囲で必要額のみを補助金として交付することが望ましい。加えて、予算の実効性や補助金の必要額を検討する上で、各団体の総会資料からもう一歩踏み込んで、支出内容について精査することが望ましい。 (道路課)</p>	<p>各同盟会事務局に包括外部監査の結果について通知するとともに、補助金交付要領の趣旨に沿って補助金が活用されるよう周知した。 併せて、活動内容を確認し補助金額の見直しを行う。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>各団体の総会に出席し、関係資料により活動状況や繰越金等の財務状況を確認し、各団体間の公平性に配慮し補助金の必要額を交付した。 なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、各団体の活動内容の見直しや縮小されたことも踏まえている。 今後も補助金については、必要額の交付となるよう継続して、見直しを行っていく。</p>	<p>道路課</p>